

平成 27 年 2 月 16 日

各 位

住 所 東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号
会 社 名 G M O ク ラ ウ ド 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 青 山 満
(コード番号：3788 東証一部)
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 グ ル ー プ C F O 閑 野 倫 有
(TEL：03-6415-6100)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 2 月 16 日開催の取締役会において、平成 27 年 3 月 19 日開催予定の第 22 回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

- 記 -

1. 変更の理由

- (1) 本定時総会において平成 27 年 2 月 5 日に開示いたしました「連結子会社の吸収合併及び定款一部変更に関するお知らせ」のとおり当社と GMO ビジネスサポート株式会社及び GMO クラウド W E S T 株式会社との合併契約承認が原案どおりに承認可決された場合、当社は新たにコールセンター事業を実施することとなります。つきましては、合併契約承認が原案どおり承認可決されることを条件に、合併期日である平成 27 年 7 月 1 日をもって現行定款の目的に所要の事項を追加するものであります。(変更案第 3 条、附則)
- (2) 迅速かつ機動的な配当政策の立案ならびに実行を図り、剰余金の配当等の決定機関を取締役会とすべく、所要の変更を行うものであります。(変更案第 44 条)
- (3) 株主様に対する経営成果の利益還元となる配当は、極力タイムリーに実現できるよう、将来の四半期配当実施を見越し、所要の変更を行うものであります。
(変更案第 45 条、第 46 条)

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. インターネットに接続したウェブサーバ、メールサーバまたはその他の電気通信設備を顧客に利用させる事業 2. 情報処理サービス業並びに情報提供サービス 3. 電気通信事業法に基づく電気通信事業 4. コンピュータネットワークに関するセキュリティサービス事業 5. 情報処理サービス業並びに情報提供サービス業 6. 通信販売業者からの依頼による商品情報の提供及び商品発送業務 7. 電気通信機器具及びインターネットに関わるシステムの製造、保全、売買 8. 通信ネットワークシステムに関する企画、開発、保守、コンサルティング及び販売 9. デジタルコンテンツの企画、製作、販売に関する業務 10. ビジネスソリューションサービスに関する企画、開発、保守、コンサルティング及び販売 <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>11. 前各号に付帯する一切の業務</u></p> <p style="text-align: right;">〈中 略〉</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. インターネットに接続したウェブサーバ、メールサーバまたはその他の電気通信設備を顧客に利用させる事業 2. 情報処理サービス業並びに情報提供サービス 3. 電気通信事業法に基づく電気通信事業 4. コンピュータネットワークに関するセキュリティサービス事業 5. 情報処理サービス業並びに情報提供サービス業 6. 通信販売業者からの依頼による商品情報の提供及び商品発送業務 7. 電気通信機器具及びインターネットに関わるシステムの製造、保全、売買 8. 通信ネットワークシステムに関する企画、開発、保守、コンサルティング及び販売 9. デジタルコンテンツの企画、製作、販売に関する業務 10. ビジネスソリューションサービスに関する企画、開発、保守、コンサルティング及び販売 <u>11. コールセンターの設置に関する支援及びコンサルティング</u> <u>12. コールセンターの運営及び管理並びにそれらの受託</u> <u>13. コールセンター事業</u> <u>14. 前各号に付帯する一切の業務</u>

現 行 定 款	変 更 案
第 6 章 計 算	第 6 章 計 算
<u>(剰余金の配当の基準日)</u>	<u>(剰余金の配当等の決定機関)</u>
第44条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</u>	第44条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定める。
<u>(中間配当)</u>	<u>(剰余金の配当の基準日)</u>
第45条 当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。	第45条 当社の剰余金の配当の基準日は、毎年3月31日、6月30日、9月30日、12月31日とする。
(新 設)	<u>(2) 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>
<u>(配当金の除斥期間)</u>	<u>(配当金の除斥期間)</u>
第46条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。	第46条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。
(新 設)	<u>(2) 未払の配当金には利息をつけない。</u>
附 則	附 則
(新 設)	<u>第3条(目的)の変更は、平成27年7月1日に効力を発生する。</u>

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 3 月 19 日
定款変更の効力発生日	平成 27 年 3 月 20 日

以 上